

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="293 300 969 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="488 759 707 799">令和<u>6</u>年<u>8</u>月</p> <p data-bbox="273 906 927 946">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1308 300 1984 512">高知県森林整備保全事業 調査・測量・設計及び計画業務 共通仕様書</p> <p data-bbox="1498 759 1718 799">令和<u>4</u>年<u>7</u>月</p> <p data-bbox="1285 906 1939 946">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

森林整備保全事業地質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第1101条～第1139条 (略)

第1140条 環境負荷低減への取組み 18

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第1101条

1 地質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、高知県の発注する治山工事、林道工事に係る地質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質調査業務」という）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～4 (略)

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1 (略)

2 「受注者」とは、地質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3 (略)

4 「検査職員」とは、地質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書の規定に基づき検査を行う者をいう。

森林整備保全事業地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第1101条～第1139条 (略)

(新設)

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第1101条

1 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という）は、高知県の発注する治山工事、林道工事に係る地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2～4 (略)

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1 (略)

2 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3 (略)

4 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書の規定に基づき検査を行う者をいう。

5・6 (略)

7 第1108条の3項に規定する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

8～11 (略)

12 「共通仕様書」とは、各地質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

14 「数量総括表」とは、地質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

15 「現場説明書」とは、地質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

16・17 (略)

18 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

19 (略)

20 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

21 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

22 (略)

23 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

24～26 (略)

5・6 (略)

7 第1108条の3項に規定する「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

8～11 (略)

12 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

13 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

14 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。

15 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

16・17 (略)

18 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

19 (略)

20 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

21 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

22 (略)

23 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

24～26 (略)

27 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28～31 (略)

32 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した地質調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

33・34 (略)

35 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質調査業務の完了を確認することをいう。

36 「打合せ」とは、地質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

37 (略)

38 「協力者」とは、受注者が地質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

39～42 (略)

第1103条 (略)

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に地質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質調査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1105条・第1106条 (略)

27 「提出」とは、受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

28～31 (略)

32 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した地質・土質調査業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。

33・34 (略)

35 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。

36 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

37 (略)

38 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

39～42 (略)

第1103条 (略)

第1104条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜日、日曜日、祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く)以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1105条・第1106条 (略)

第1107条 調査職員

- 1 発注者は、地質調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2～4 (略)

第1108条 管理技術者

- 1 受注者は、地質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質調査業務に関する管理を行うものとする。
- 3 (略)
- 4 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 (略)

第1109条～第1111条 (略)

第1112条 打合せ等

- 1 地質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

- 2 地質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

第1107条 調査職員

- 1 発注者は、地質・土質調査業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2～4 (略)

第1108条 管理技術者

- 1 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
- 3 (略)
- 4 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 5 (略)

第1109条～第1111条 (略)

第1112条 打合せ等

- 1 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面(打合せ記録簿)を作成するものとする。

- 2 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3～5 (略)

第1113条・第1114条 (略)

第1115条 関係官公庁への手続き等

1 受注者は、地質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

2 (略)

第1116条 地元関係者との交渉等

1 (略)

2 受注者は、地質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 (略)

4 受注者は、地質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 (略)

第1117条 土地への立ち入り等

1 受注者は、屋外で行う地質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な調整を保ち地質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、

3～5 (略)

第1113条・第1114条 (略)

第1115条 関係官公庁への手続き等

1 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

2 (略)

第1116条 地元関係者との交渉等

1 (略)

2 受注者は、地質・土質調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3 (略)

4 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5 (略)

第1117条 土地への立ち入り等

1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な調整を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、

直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、地質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3・4 (略)

第1118条 成果物の提出

1 受注者は、地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2～4 (略)

5 受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受け、検定証明書を発注者に提出するとともに、発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第1119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1120条 検査

1 (略)

2 発注者は、地質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

3・4 (略)

第1118条 成果物の提出

1 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。

2～4 (略)

(新設)

第1119条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1120条 検査

1 (略)

2 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質調査業務成果物の検査
 - (2) 地質調査業務管理状況の検査
- 地質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインに基づくものとする。

第1121条 (略)

第1122条 条件変更等

- 1 調査職員が受注者に対して地質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 (略)

第1123条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) (略)
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、地質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) (略)
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 地質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) (略)

第1124条 履行期間の変更

- (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
 - (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査
- 地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。
なお、電子納品の検査時の対応については、ガイドラインに基づくものとする。

第1121条 (略)

第1122条 条件変更等

- 1 調査職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
- 2 (略)

第1123条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) (略)
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) (略)
- 2 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) (略)

第1124条 履行期間の変更

1 発注者は、受注者に対して地質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3・4 (略)

第1125条 一時中止

1 契約書の規定により次の各号に該当する場合において発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質調査業務の中断については、第1134条 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) (略)

(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質調査業務の続行を不適当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により地質調査業務の継続が不適当又は不可能となった場合

(4) 天災等により地質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合

(5)・(6) (略)

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

1 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3・4 (略)

第1125条 一時中止

1 契約書の規定により次の各号に該当する場合において発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第1134条 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。

(1) (略)

(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不適当と認めた場合

(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不適当又は不可能となった場合

(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合

(5)・(6) (略)

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質調査業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。

第1126条・第1127条 (略)

第1128条 部分使用

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1) 別途地質調査業務等の使用に供する必要がある場合

(2) (略)

2 (略)

第1129条 再委託

1～3 (略)

4 受注者は、地質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、高知県指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1130条 成果物の使用等

1 (略)

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1131条・第1132条 (略)

3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。

第1126条・第1127条 (略)

第1128条 部分使用

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

(1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合

(2) (略)

2 (略)

第1129条 再委託

1～3 (略)

4 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。

なお、協力者が、高知県指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1130条 成果物の使用等

1 (略)

2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1131条・第1132条 (略)

第1133条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に際しては、地質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

(1)～(4) (略)

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う地質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(2)～(4)

(5) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6 (略)

7 受注者は、屋外で行う地質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、屋外で行う地質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速

第1133条 安全等の確保

1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

(1)～(4) (略)

2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。

なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。

(2)～(4)

(新設)

6 (略)

7 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に連絡するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書

やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9 (略)

第1134条～第1139条 (略)

第1140条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- 1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分
- 3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 4 環境負荷低減に配慮した物品の調達
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第2章～第8章 (略)

を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9 (略)

第1133条～第1139条 (略)

(新設)

第2章～第8章 (略)

森林整備保全事業測量業務共通仕様書

第2編 測量業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第2101条～第2141条 (略)

第2142条 環境負荷低減への取組み……………57

第2章～第5章 (略)

第1章 総則

第2101条 適用

1～3 (略)

4 設計業務等及び地質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第2102条～第2104条 (略)

第2105条 業務の実施

1 林道路線測量、山地治山等測量、深浅測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。基準点測量(基準点測量及び水準測量)用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び国土交通省の定める公共測量作業規程により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、公共測量作業規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。

※測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。

2 本業務において、基準点(電子基準点、三角点、水準点等)を複数使用する可能性のある測量を実施する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第

森林整備保全事業測量業務共通仕様書

第2編 測量業務共通仕様書

目次

第1章 総則

第2101条～第2141条 (略)

(新設)

第2章～第5章 (略)

第1章 総則

第2101条 適用

1～3 (略)

4 設計業務等及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。

第2102条～第2104条 (略)

第2105条 業務の実施

林道路線測量、山地治山等測量、深浅測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。基準点測量(基準点測量及び水準測量)用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、標準仕様書、特記仕様書及び国土交通省の定める公共測量作業規程により実施するものとする。

なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定め

ない場合は、公共測量作業規程第5条第3項第1号及び第2号によるものとする。

※測量法(昭和24年法律第188号)第33条第1項の規程に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。

(新設)

5条第1号及び第2号の規定に基づく測量（以下「公共測量」という。）に該当するものであるか国土地理院に確認することとし、公共測量に該当するとなった場合には、直ちにその旨を監督職員に報告するものとする。

なお、発注者が行う公共測量の手続きに必要となる書類作成については、監督職員が必要に応じて、第2123条第1項の規定に基づき指示できるものとする。

第2106条～第2132条 （略）

第2133条 安全等の確保

1～4 （略）

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 受注者は、機械の適正な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 （略）

第2134条～第2141条 （略）

第2142条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）

2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分

3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

第2106条～第2132条 （略）

第2133条 安全等の確保

1～4 （略）

5 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) （略）

(新設)

6～8 （略）

第2134条～第2141条 （略）

(新設)

4 環境負荷低減に配慮した物品の調達

5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第2章 路線測量

第1節 測量に関する一般事項

第2201条・第2202条 (略)

第2章 路線測量

第1節 測量に関する一般事項

第2201条・第2202条 (略)

第2203条 測定の精度等

測定の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。

表2-2 測定の精度

測定器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール
中心線 測量	距離 (一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P 間:40mを超える場合) 当該距離の1/200以内 (測点間) 10cm以内	同左	同左		
	距離 (詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 当該距離の1/1,000以 内 (測点間) 当該距離の1/100以内	同左		
	角度		$1.5\sqrt{n}$ (n=測点数)	同左		
	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/1,000以内	同左		
縦断 測量	地盤高				500m往復 で10cm以 内	
横断 測量	距離		5%以内			5%以内
	勾配					0.1割

※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。

第2203条 測定の精度等

測定の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。

表2-2 測定の精度

測定器材		ポケットコンパス	トランシット	トータルステーション	レベル	ボール
中心線 測量	距離 (一般)	(I.P間:40m以内) 20cm以内 (I.P 間:40mを超える場合) 当該距離の1/200以内 (測点間) 10cm以内	同左	同左		
	距離 (詳細)	(I.P間) 10cm以内	(I.P間) 当該距離の1/1,000以 内 (測点間) 当該距離の1/100以内	同左		
	角度		$1.5\sqrt{n}$ (n=測点数)	同左		
	閉合	距離総和の 1/100以内	距離総和の 1/1,000以内	同左		
縦断 測量	地盤高				500m往復 で10cm以 内	
横断 測量	距離		5%以内			5%以内
	勾配					0.1割

(新設)

表 2-3 測定単位

測定の種類		記号	測定単位
中心線	距離（水平距離）	m	小数第1位（一般） 小数第2位（詳細）
	角度（水平）	秒	最小読定値内
縦断測量	地盤高	m	小数第2位
	水準基標(B.M)	m	小数第3位
	移器点(T.P)		
横断測量	距離	m	小数第1位（一般） 小数第2位（詳細）
	（水平、斜長、地盤高）		
	勾配	割	1:0.05

※上表の測量単位を標準とするが、この桁数以上による測定成果を妨げるものではない。

第2204条～第2222条（略）

第3章 山地治山等測量

第1節～第3節（略）

第4節 山腹工の測量

第2317条・第2318条（略）

第2319条 縦断測量

1（略）

2 [第2314条](#)第2項に準じ、縦断面図を作成するものとする。

第2320条（略）

第5節（略）

第6節 なだれ防止林造成の測量

第2325条～第2327条（略）

表 2-3 測定単位

測定の種類		記号	測定単位
中心線	距離（水平距離）	m	小数第1位（一般） 小数第2位（詳細）
	角度（水平）	秒	最小読定値内
縦断測量	地盤高	m	小数第2位
	水準基標(B.M)	m	小数第3位
	移器点(T.P)		
横断測量	距離	m	小数第1位（一般） 小数第2位（詳細）
	（水平、斜長、地盤高）		
	勾配	割	1:0.05

（新設）

第2204条～第2222条（略）

第3章 山地治山等測量

第1節～第3節（略）

第4節 山腹工の測量

第2317条・第2318条（略）

第2319条 縦断測量

1（略）

2 [第2315条](#)第2項に準じ、縦断面図を作成するものとする。

第2320条（略）

第5節（略）

第6節 なだれ防止林造成の測量

第2325条～第2327条（略）

第2328条 横断測量

横断測量は、[第2320条](#)に準ずるものとする。

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2329条～第2331条 (略)

第2332条 横断測量

横断測量は、[第2324条](#)に準ずるものとする。

第8節 保安林整備の測量

第2333条 (略)

第2334条 平面測量

平面測量は、[第2330条](#)に準ずるものとする。

第2335条 縦断測量

縦断測量は、[第2331条](#)に準ずるものとする。

第2336条 横断測量

横断測量は、[第2324条](#)に準ずるものとする。

第9節 (略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 (略)

第2 設計に関わる測量

第2341条・第2342条 (略)

第2343条 測線測量

1 測線測量は、[第2340条](#)に準ずるものとする。

2～4 (略)

第2328条 横断測量

横断測量は、[第2321条](#)に準ずるものとする。

第7節 土砂流出防止林造成の測量

第2329条～第2331条 (略)

第2332条 横断測量

横断測量は、[第2325条](#)に準ずるものとする。

第8節 保安林整備の測量

第2333条 (略)

第2334条 平面測量

平面測量は、[第2331条](#)に準ずるものとする。

第2335条 縦断測量

縦断測量は、[第2332条](#)に準ずるものとする。

第2336条 横断測量

横断測量は、[第2325条](#)に準ずるものとする。

第9節 (略)

第10節 地すべり防止の測量

第1 (略)

第2 設計に関わる測量

第2341条・第2342条 (略)

第2343条 測線測量

1 測線測量は、[第2341条](#)に準ずるものとする。

2～4 (略)

第2344条 平面測量

- 1 平面測量は、[第2339条](#)に準ずるものとする。
- 2・3 (略)

第2345条・第2346条 (略)

第4章・第5章 (略)

第2344条 平面測量

- 1 平面測量は、[第2340条](#)に準ずるものとする。
- 2・3 (略)

第2345条・第2346条 (略)

第4章・第5章 (略)

森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3137条 (略)

第3138条 環境負荷低減への取組み・・・・・・・・・・・・・100

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第3101条～第3130条 (略)

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 (略)

第3132条～第3135条 (略)

第3136条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1～3 (略)

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3137条 (略)

森林整備保全事業設計業務等共通仕様書

第3編 設計業務共通仕様書

目次 (略)

第1章 総則

第3101条～第3137条 (略)

(新設)

第2章～第8章 (略)

第1章 総則

第3101条～第3130条 (略)

第3131条 安全等の確保

1～4 (略)

5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)～(3) (略)

(新設)

6～8 (略)

第3132条～第3135条 (略)

第3136条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1～3 (略)

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第3137条 (略)

第3138条 環境負荷低減への取組み

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組みに努めるものとする。

- 1 オフィス、車両、機械等の電気及び燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組み（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）
- 2 臭気や害虫の発生源となるものの適正な管理及び処分
- 3 プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用
- 4 環境負荷低減に配慮した物品の調達
- 5 みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第2章 設計業務等一般

第3201条～第3211条 (略)

第3212条 環境配慮の条件

- 1・2 (略)
- 3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

第3213条 (略)

第3章 治山設計業務

第1 治山ダム工設計

第3301条 (略)

第3302条 治山ダム工実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容

(新設)

第2章 設計業務等一般

第3201条～第3211条 (略)

第3212条 環境配慮の条件

- 1・2 (略)
- 3 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年月法律第104号)に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

第3213条 (略)

第3章 治山設計業務

第1 治山ダム工設計

第3301条 (略)

第3302条 治山ダム工実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容

(1)・(2) (略)

(3) 基本事項検討

(略)

(4)～(9) (略)

第3303条・第3304条 (略)

第2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 基本事項決定

(略)

(4)～(9) (略)

第3303条・第3304条 (略)

第2 (略)

第3 流路工

第3309条 (略)

第3310条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い2部納品するものとする

1～4 (略)

5 流木対策工実施設計の成果物

表3-5 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
	(2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討		
	(2) 基礎工の検討		
	(3) 施工の検討		
	(4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
	(2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	<u>(2)</u> 平面図	1:500～1:1,000	
	<u>(3)</u> 縦断面図	H=1:200～1:1000 V=1:100～1:200	
	<u>(4)</u> 横断面図	1:100～1:200	
	<u>(5)</u> 構造図	1:50～1:100	
	<u>(6)</u> 施工計画図	1:100～1:1,000	

6 (略)

第3 流路工

第3309条 (略)

第3310条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第3116条成果物の提出に従い2部納品するものとする

1～4 (略)

5 流木対策工実施設計の成果物

表3-5 流木対策工実施設計の成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項の検討		
	(2) 施設構造の検討		
施設設計検討	(1) 付属構造物の検討		
	(2) 基礎工の検討		
	(3) 施工の検討		
	(4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討		
	(2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算書		
総合検討	(1) 課題整理		
	(2) 今後の解決事項		
基本図面	(1) 位置図	1:2,500～1:50,000	
	<u>(1)</u> 平面図	1:500～1:1,000	
	<u>(2)</u> 縦断面図	H=1:200～1:1000 V=1:100～1:200	
	<u>(3)</u> 横断面図	1:100～1:200	
	<u>(4)</u> 構造図	1:50～1:100	
	<u>(5)</u> 施工計画図	1:100～1:1,000	

6 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1 設計内容

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 基本事項検討
- (3) 山腹工の設計

2 (略)

3 現地調査

山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的条件の調査並びに資料収集を行うものとする。

4 基本事項検討

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、複数案を比較して工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設設計

基本事項検討の結果に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。

(2)～(5) (略)

第3312条～第3319条 (略)

第4 山腹工等

第3311条 山腹工設計

1 設計内容

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

- (1) 現地調査
- (2) 基本事項の決定
- (3) 山腹工の設計

2 (略)

3 現地調査

山腹工の工種、配置、構造、規格及び施工方法等の決定に必要な自然的特性、社会経済的条件の調査並びに資料収集を行うものとするが、治山全体計画がある場合は、現地確認を行うものとする。

4 基本事項の決定

現地調査の結果及び設計条件等に基づき、工種工法等の基本的事項を定め、基礎工・緑化工等各工種及び構造物の配置を決定するものとする。

5 山腹工の設計

山腹工の設計は、次の各号によるものとする。

(1) 施設設計

基本事項の決定に基づき、土留工、水路工、のり切工等の山腹工の工種、型式、規模、構造等を決定する。工事施工上必要な資材などの運搬方法等の仮設計画も含める。

(2)～(5) (略)

第3312条～第3319条 (略)

第5 地すべり防止工

第3320条・第3321条 (略)

第3322条 抑制工の設計

1～5 (略)

6 集水井工の設計

(1)・(2) (略)

(3) 設計図作成

平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する。

(4)・(5) (略)

7～13 (略)

第3323条～第3327条 (略)

第6 防潮工(海岸防災林造成)

第3328条 (略)

第3329条 実施設計

1 適用の範囲

第3328条基本設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な 図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2～6 (略)

第4章 治山計画作成等業務

第1 山地治山等調査

第3401条～第3409条 (略)

第3410条 荒廃危険地調査

荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある

第5 地すべり防止工

第3320条・第3321条 (略)

第3322条 抑制工の設計

1～5 (略)

6 集水井工の設計

(1)・(2) (略)

(3) 設計図作成

平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成するもの。

(4)・(5) (略)

7～13 (略)

第3323条～第3327条 (略)

第6 防潮工(海岸防災林造成)

第3328条 (略)

第3329条 実施設計

1 適用の範囲

第3326条基本設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な 図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2～6 (略)

第4章 治山計画作成等業務

第1 山地治山等調査

第3401条～第3409条 (略)

第3410条 荒廃危険地調査

荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある

箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 流木発生 の推定

崩壊及び土石流発生 の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に堆積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。

第3411条～第3418条 (略)

第2・第3 (略)

第5章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容

- (1)・(2) (略)
- (3) 平面設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

(4) 縦断設計

縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

(5)・(6) (略)

(7) 林業作業用施設の設計計画

箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 流木発生 の推定

崩壊及び土石流発生 の推定を行った後、その範囲に存在する立木、また、山腹斜面における倒木や溪床に堆積している流木から、流木発生及び流木量を推定する。

第3411条～第3418条 (略)

第2・第3 (略)

第5章 林道設計

第1 林道設計

第3601条～第3603条 (略)

第3604条 一車線林道実施設計

- 1 (略)
- 2 業務内容

- (1)・(2) (略)
- (3) 平面設計・縦断設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

(新設)

縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

(4)・(5) (略)

(新設)

林業作業用施設の設計計画は、現地調査の結果及び設計条件及び現場実態等に基づき、適切な種類及び規模を選定し、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) ~ (13) (略)

第2・第3 (略)

第6章 林道全体計画調査

第3701条・第3702条 (略)

第3703条 基本計画の策定

1 (略)

2 基本計画の策定

(1) 路線全体計画

路線全体計画は、次の各項目及び表7-4「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。

ア～エ (略)

(2) (略)

第3704条～第3708条 (略)

(6) ~ (12) (略)

第2・第3 (略)

第6章 林道全体計画調査

第3701条・第3702条 (略)

第3703条 基本計画の策定

1 (略)

2 基本計画の策定

(1) 路線全体計画

路線全体計画は、次の各項目及び表7-1「路線全体計画調査」により調査・取りまとめを行うものとする。

ア～エ (略)

(2) (略)

第3704条～第3708条 (略)